

## 第五十八号議案

### 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和二年二月七日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第十四条の五中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。  
第十四条の十中「十六万円」を「十七万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十四条の五及び第十四条の十の規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の改正を考慮し、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の限度額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。